



# 委 任 状

年 月 日

鹿島市長 様

所在地  
商号又は名称  
代表者名

⑩ (実印)

私は次の者を代理人と定め、 年 月 日から 年 月 日まで  
下記の事項に関する権限を委任します。

受 任 者 所在地  
商号又は名称  
役職名  
氏名

⑩

## 記

委任事項（委任事項は必要に応じ加除修正してご利用ください。）

- 1 入札及び見積りに関する事項
- 2 契約の締結に関する事項
- 3 工事の施工に関する事項
- 4 代金の請求及び受領に関する事項
- 5 復代理人の選任に関する事項

## 誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、鹿島市が必要な場合には、佐賀県鹿島警察署に照会することについて承諾し、照会で確認された情報は、今後、私が鹿島市と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

## 記

- 1 自己又は自社の職員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団
  - (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員
  - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (4) 暴力団員と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
  - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
- 3 自ら又は下請負人等が暴力団等から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等に拒否させるとともに、直ちに不当介入の事実を市へ報告し、警察への通報及び捜査上の必要な協力をします。これを怠った場合は、いかなる処分を受けても異議申し立てはしません。

鹿島市長

様

年 月 日

|     |                         |         |   |   |   |    |
|-----|-------------------------|---------|---|---|---|----|
| 申請者 | 住所(法人にあっては本店所在地)        |         |   |   |   |    |
|     | 法人名(商号又は名称)             |         |   |   |   |    |
|     | 代表者職名                   |         |   |   |   |    |
|     | 氏名<br>(法人にあっては本店の代表者氏名) | ⑩(実印)   |   |   |   |    |
|     | 代表者の生年月日                | (昭和・平成) | 年 | 月 | 日 | 性別 |
| 受任者 | 住所                      |         |   |   |   |    |
|     | 委任先名(支店・営業所等)           |         |   |   |   |    |
|     | 受任者職名                   |         |   |   |   |    |
|     | 受任者氏名                   | ⑩       |   |   |   |    |
|     | 受任者の生年月日                | (昭和・平成) | 年 | 月 | 日 | 性別 |

※法人において、支店等に委任している場合は、受任者についても記載してください。



## 入札参加を希望する建設工事の工種

| 工 種   | コ<br>ー<br>ド | 年間平均完成工事高<br>(千円) | 経審審査基準日<br>例: 令和4年8月30日<br>→040830 |  |  |  | 建設業許可年月日<br>例: 令和4年5月1日<br>→040501 |  |  |  |  |
|-------|-------------|-------------------|------------------------------------|--|--|--|------------------------------------|--|--|--|--|
|       |             |                   |                                    |  |  |  |                                    |  |  |  |  |
| 土木一式  | 010         |                   |                                    |  |  |  |                                    |  |  |  |  |
| 建築一式  | 020         |                   |                                    |  |  |  |                                    |  |  |  |  |
| 大工    | 030         |                   |                                    |  |  |  |                                    |  |  |  |  |
| 左官    | 040         |                   |                                    |  |  |  |                                    |  |  |  |  |
| とび・土工 | 050         |                   |                                    |  |  |  |                                    |  |  |  |  |
| 石     | 060         |                   |                                    |  |  |  |                                    |  |  |  |  |
| 屋根    | 070         |                   |                                    |  |  |  |                                    |  |  |  |  |
| 電気    | 080         |                   |                                    |  |  |  |                                    |  |  |  |  |
| 管     | 090         |                   |                                    |  |  |  |                                    |  |  |  |  |
| タイル   | 100         |                   |                                    |  |  |  |                                    |  |  |  |  |
| 鋼構造物  | 110         |                   |                                    |  |  |  |                                    |  |  |  |  |
| 鉄筋    | 120         |                   |                                    |  |  |  |                                    |  |  |  |  |
| 舗装    | 130         |                   |                                    |  |  |  |                                    |  |  |  |  |
| しゅんせつ | 140         |                   |                                    |  |  |  |                                    |  |  |  |  |
| 板金    | 150         |                   |                                    |  |  |  |                                    |  |  |  |  |
| ガラス   | 160         |                   |                                    |  |  |  |                                    |  |  |  |  |
| 塗装    | 170         |                   |                                    |  |  |  |                                    |  |  |  |  |
| 防水    | 180         |                   |                                    |  |  |  |                                    |  |  |  |  |
| 内装仕上  | 190         |                   |                                    |  |  |  |                                    |  |  |  |  |
| 機械器具  | 200         |                   |                                    |  |  |  |                                    |  |  |  |  |
| 熱絶縁   | 210         |                   |                                    |  |  |  |                                    |  |  |  |  |
| 電気通信  | 220         |                   |                                    |  |  |  |                                    |  |  |  |  |
| 造園    | 230         |                   |                                    |  |  |  |                                    |  |  |  |  |
| さく井   | 240         |                   |                                    |  |  |  |                                    |  |  |  |  |
| 建具    | 250         |                   |                                    |  |  |  |                                    |  |  |  |  |
| 水道施設  | 260         |                   |                                    |  |  |  |                                    |  |  |  |  |
| 消防施設  | 270         |                   |                                    |  |  |  |                                    |  |  |  |  |
| 清掃施設  | 280         |                   |                                    |  |  |  |                                    |  |  |  |  |
| 解体    | 290         |                   |                                    |  |  |  |                                    |  |  |  |  |

## 【記載要領】

- 希望する工種コードを○で囲むこと。(委任先がある場合は、委任先の希望する工種について記載すること。)
- 経審を受けていない工種は、希望できません。ただし、「とび・土工」に限り希望することができます。
- 数字等は右詰めで記載すること。
- 年間平均完成工事高及び経審審査基準日については、経営事項審査の審査基準日がある最新分を記載すること。



様式6

# 技 術 者 経 歴 書

| No | 氏 名 | 法 令 に よ る 免 許 等 |       |      | 実 務 経 歴 | 経 験 年 数 |
|----|-----|-----------------|-------|------|---------|---------|
|    |     | 名 称             | 取得年月日 | 免許番号 |         |         |
|    |     |                 |       |      |         |         |

# 工 事 経 歴 書

(建設工事の種類)

工事

年度

| 注 文 者 | 元請又は<br>下請の別 | 工 事 件 名 | 工事場所のある都道<br>府県及び市区町村名 | 請負代金の額 (千円) | 着 工 年 月     |     |
|-------|--------------|---------|------------------------|-------------|-------------|-----|
|       |              |         |                        |             | 完成 (予定) 年 月 | 年 月 |
|       |              |         |                        |             | 年 月         | 年 月 |
|       |              |         |                        |             | 年 月         | 年 月 |
|       |              |         |                        |             | 年 月         | 年 月 |
|       |              |         |                        |             | 年 月         | 年 月 |
|       |              |         |                        |             | 年 月         | 年 月 |
|       |              |         |                        |             | 年 月         | 年 月 |
|       |              |         |                        |             | 年 月         | 年 月 |
|       |              |         |                        |             | 年 月         | 年 月 |
|       |              |         |                        |             | 年 月         | 年 月 |
|       |              |         |                        |             | 年 月         | 年 月 |
|       |              |         |                        |             | 年 月         | 年 月 |
|       |              |         |                        |             | 年 月         | 年 月 |
|       |              |         |                        |             | 年 月         | 年 月 |
|       |              |         |                        |             | 年 月         | 年 月 |

### 【記載要領】

- 1 本表は、許可を受けた建設業の種類に対応した建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 本表は、直前2年間の主な完成工事及び直前2年間に着手した主な未完成工事について記載すること。
- 3 下請工事については、「注文者」の欄には元請業者を記載し、「工事名」の欄には下請け工事名を記載すること。
- 4 「請負代金の額」は、消費税抜きの金額を記載すること。

## 納税状況等確認同意書

令和5・6年度の鹿島市競争入札（見積）参加資格審査にあたり、鹿島市長が国税及び地方税の課税及び納税状況について確認することに同意します。

調査の結果、滞納等がある場合には、資格の取消となることについて異議ありません。

### 記

1. 使用目的：令和5・6年度 鹿島市競争入札（見積）参加資格審査
2. 調査対象：本店・支店等の国税及び地方税すべての課税及び納税状況

年 月 日

鹿島市長 様

（納税義務者）  
本店所在地

商号又は名称

代表者職氏名

Ⓜ （実印）

※納税義務者は、委任先の有無にかかわらず、本店の所在地・商号等をご記入ください。

※課税及び納税状況を確認することにより知り得た情報については、上記の使用目的以外に利用することはありません。

## 資本的関係・人的関係調書

事業者名： \_\_\_\_\_

様式9（別紙）をご確認のうえ、他の鹿島市の入札参加資格審査申請者に、資本又は人事面に深い関係に該当する者がいるかどうかご回答ください。

該当の有無について      あり      ・      なし      （どちらかに○印）

※該当が無い場合は、以下は記入する必要はありません。

### 1 資本的関係に関する事項

|      |   | 持株比率 |
|------|---|------|
| 会社名（ | ） | %    |
| 会社名（ | ） | %    |

### 2 人的関係に関する事項

#### ① 役員兼任の状況

| 当社の役員等 |    | 兼任先及び兼任先での役職 |    |
|--------|----|--------------|----|
| 役職     | 氏名 | 商号又は名称       | 役職 |
|        |    |              |    |
|        |    |              |    |

#### ② 役員が配偶者及び親子関係にある会社

| 当社の役員等 |    | 役員が配偶者及び親子関係にある会社及び役職等 |           |
|--------|----|------------------------|-----------|
| 役職     | 氏名 | 商号又は名称                 | 役職、氏名及び続柄 |
|        |    |                        |           |
|        |    |                        |           |

様式9（別紙）

☒資本又は人事面に深い関係とは以下のとおりです。

|                                 |   |  |
|---------------------------------|---|--|
| 資本面に深い関係<br>(法人税法施行令第4条第2項、第4項) | 1 | 株主等の一人（個人である株主等については、その1人及び次の①から⑤に掲げる者）が他の会社を支配している場合（※）における当該他の会社<br>①株主等の親族（六親等内の血族、三親等内の姻族及び配偶者）<br>②株主等の内縁の配偶者<br>③個人である株主等の使用人<br>④前①から③に掲げる者以外の者で株主等から受ける金銭等で生計を維持している者<br>⑤前②から④に掲げる者と生計を一にする親族 |
|                                 | 2 | 株主等の1人及び前号に規定する会社が他の会社を支配している場合における当該他の会社  |
|                                 | 3 | 株主等の1人及び前2号に規定する会社が他の会社を支配している場合における当該他の会社   |
|                                 | 4 | 前3号に規定する会社が2以上ある場合には、その2以上の会社は相互に資本面に深い関係があるものとみなす   |
| 人事面に深い関係                        | 1 | 一方の会社の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、注5に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他の会社の役員を現に兼ねている場合   |
|                                 | 2 | 一方の会社の役員の配偶者及び親子関係にある者が、現に他の会社の役員の職にある場合   |

（※）他の会社を支配している場合とは、法人税法施行令第4条第3項に該当する場合とする。

- ・当該他の会社の50%を超える株式、出資金額又は議決権を有している場合
- ・当該他の会社の50%を超える株主等（合名会社、合資会社又は合同会社の社員（当該他の会社が業務を執行する社員を定めた場合にあつては、業務を執行する社員）に限る。）を有している場合

【役員についての注記】

注1) 株式会社には、有限会社（会社法施行後は「特例有限会社」という。）を含む。

注2) 委員会設置会社とは、主に大企業で導入されている取締役会の中に指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を置く株式会社のことである。

注3) 持分会社とは、有限責任社員及び無限責任社員の中から業務を執行する社員を定款で定めることができる合名会社、合資会社及び合同会社の総称のことである。

注4) 法人格のある各種の組合等とは、民法の規定により設立された社団法人若しくは財団法人又は中小企業等協同組合法により設立された協同組合、協業組合等の特別法に基づく法人のことである。

注5) 1) 株式会社の取締役。ただし、次のイからニに掲げる者を除く。

イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であつて、1から4までに掲げる者に準ずる者

鹿島市内の支店・営業所等に委任をする方は提出してください

鹿島市内支店・営業所等従業員一覧表

| 商号又は名称 |    | 支店・営業所等の名称 |                 |       |    | 市内支店・営業所等従業員数 |          |       | 名    |
|--------|----|------------|-----------------|-------|----|---------------|----------|-------|------|
| 番号     | 氏名 | 生年月日       | 住所<br>(県・市町村まで) | 入社年月日 | 職種 | 役職            | 法令による免許等 |       |      |
|        |    |            |                 |       |    |               | 名称       | 取得年月日 | 免許番号 |
| 1      |    |            | 県 市・町・村         |       |    |               |          |       |      |
| 2      |    |            | 県 市・町・村         |       |    |               |          |       |      |
| 3      |    |            | 県 市・町・村         |       |    |               |          |       |      |
| 4      |    |            | 県 市・町・村         |       |    |               |          |       |      |
| 5      |    |            | 県 市・町・村         |       |    |               |          |       |      |
| 6      |    |            | 県 市・町・村         |       |    |               |          |       |      |
| 7      |    |            | 県 市・町・村         |       |    |               |          |       |      |
| 8      |    |            | 県 市・町・村         |       |    |               |          |       |      |
| 9      |    |            | 県 市・町・村         |       |    |               |          |       |      |
| 9      |    |            | 県 市・町・村         |       |    |               |          |       |      |
| 10     |    |            | 県 市・町・村         |       |    |               |          |       |      |
| 11     |    |            | 県 市・町・村         |       |    |               |          |       |      |
| 12     |    |            | 県 市・町・村         |       |    |               |          |       |      |
| 13     |    |            | 県 市・町・村         |       |    |               |          |       |      |
| 14     |    |            | 県 市・町・村         |       |    |               |          |       |      |
| 15     |    |            | 県 市・町・村         |       |    |               |          |       |      |

※鹿島市内の支店・営業所等に常時勤務する従業員の方について記載してください。記入欄が不足する際には複数枚にご記入ください。

※職種の欄には、「事務」「技術」「その他」等ご記入ください。

※役職の欄には、「支店長」「営業所長」「営業部長」等ご記入ください。役職のない方については、未記入としてください。